

長崎市日常生活用具給付等事業実施要綱

〔平成 18 年 9 月 29 日
告示第 716 号の 4〕

改正 平成 22 年 3 月 31 日告示第 192 号
平成 25 年 3 月 29 日告示第 222 号
平成 25 年 10 月 4 日告示第 671 号
平成 26 年 4 月 1 日告示第 238 号
平成 27 年 12 月 28 日告示第 778 号
平成 28 年 4 月 11 日告示第 255 号
平成 30 年 5 月 30 日告示第 328 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長崎市地域生活支援事業実施規則（平成 18 年長崎市規則第 94 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、規則第 3 条第 6 号イに規定する日常生活用具給付等事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(日常生活用具の種目等)

第 2 条 給付の対象となる日常生活用具（以下「用具」という。）は、別表第 1 及び別表第 2 の種目の欄に掲げる用具とし、その性能等はこれらの表の性能等の欄に掲げるものとする。

(日常生活用具の給付の対象者)

第 3 条 用具の給付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 別表第 1 の種目の欄に掲げる用具に応じ、同表の対象者の欄に掲げる者であって、市内に住所を有する在宅（人工喉頭（人工鼻及び人工鼻装着用シールに限る。第 7 条において同じ。）に係る情報・意思疎通支援用具及びストーマ装具に係る排泄管理支援用具にあつ

ては、施設入所又は入院中の者を含む。)の重度障害者等(重度の障害者又は障害児をいう。以下同じ。)

(2) 別表第2の種目の欄に掲げる用具に応じ、同表の対象者の欄に掲げる者であって、市内に住所を有する在宅の難病患者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この条において「障害者総合支援法」という。)

)第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。以下同じ。)

(3) 前2号に掲げる者のほか、長崎市福祉事務所長委任規則(昭和33年長崎市規則第32号)第1条に規定する福祉事務所長(以下「所長」という。)が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、用具の給付の対象としない。

(1) この要綱の規定による給付の対象となる用具について、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による福祉用具の貸与又は福祉用具購入費の支給を受けられる者、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養の給付を受けられる者及びその他の法令に基づく給付を受けられる者

(2) 既に給付を受けている用具と同一の用具の給付を受けようとする者(既に給付を受けている用具が修理不能により使用が困難となった場

合、前回の用具の給付を受けた日から当該用具に係る別表第1若しくは別表第2の耐用年数の欄に定める期間を経過し、同一の用具を再度給付する方が部品の交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合又は給付した用具について、その後の操作機能の改善等により新たな用具を給付する方が身体障害者の用具の使用効果が向上する場合における当該者を除く。）

(3) 障害者総合支援法第76条第1項ただし書の規定の例による所得が基準以上である世帯に属する者

(日常生活用具の給付の申請)

第4条 用具の給付（以下「給付」という。）を受けようとする者（以下「用具給付申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。

(日常生活用具の給付に係る調査)

第5条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付調査表（第2号様式）を作成し、用具の給付の要否を決定しなければならない。

(日常生活用具の給付の決定等)

第6条 所長は、前条の調査により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）により用具給付申請者に通知するものとする。

2 所長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付券（第4号様式。以下「用具給付券」という。）を当該決定を受けた者に交付するとともに、用具の納入業者（以下「業者」という。）に日常生活用具給付依頼書（第5号様式）により用具の給付について依頼するものとする。

3 前条に規定する調査等を行った結果、用具の給付を却下したときは、日常生活用具給付却下決定通知書（第6号様式）により用具給付申請者に通知するものとする。

（情報・意思疎通支援用具及び排泄管理支援用具に係る給付券の交付の特例）

第7条 所長は、重度障害者等の申請の手續の利便を考慮し、人工喉頭に係る情報・意思疎通支援用具及び排泄管理支援用具については、次のとおり用具給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 別表第1の額の範囲内で1箇月に必要とする人工喉頭に係る情報・意思疎通支援用具及び排泄管理支援用具に相当する額の2倍（2箇月分）の額を用具給付券1枚に記載して交付すること。
- (2) 申請1回につき用具給付券を3枚（半年分）まで一括交付すること。
（日常生活用具の給付）

第8条 第6条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下「用具の給付決定者」という。）は、業者に用具給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（費用の負担）

第9条 用具の給付決定者又はこの者を扶養する者（以下「納入義務者」という。）は、用具の給付に要した費用（現に当該用具の給付に要した費用の額が別表第1又は別表第2に定める基準額を下回るときは、当該現に用具の給付に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額を業者に直接支払わなければならない。ただし、当該用具の給付に要した費用の額が別表第1又は別表第2の基準額を超えるときは、基準額の100分の10に基準額を超える額を加算した額を自己負担額とする。

(譲渡等の禁止)

第10条 用具の給付決定者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び日常生活用具の返還)

第11条 所長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付を受けた者があるとき、又は用具の給付を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(台帳の整備)

第12条 所長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳(第7号様式)を整備するものとする。

(住宅改修費に係る給付の対象者)

第13条 住宅改修費に係る給付を受けることができる者は、別表第3の対象者の欄に掲げる者のうち重度障害者等又は別表第4の対象者の欄に掲げる者のうち難病患者等であって、現に居住する住宅において、同表の性能等の欄に規定する住宅改修を行おうとするものとする。この場合において、当該住宅が借家であるときは当該住宅の家主の承諾を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、既に住宅改修費に係る給付を受けている者及び介護保険法の規定により住宅改修費の給付を受けていない者については、当該給付を受けることができない。

3 第1項の規定による住宅改修費に係る給付を受けることができる者(以下この項において「対象者」という。)が同一世帯内に2人以上いる場合は、第1項の規定にかかわらず、対象者のうち1人のみに給付する。ただし、障害程度又は部位により対象者に係る工事内容がそれぞれ異なる

る場合は、その対象者に係る住宅改修費に係る給付についても給付することができる。

(住宅改修費の範囲)

第14条 住宅改修費に係る給付の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（別表第3又は別表第4に定める基準額以内のものに限る。）とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付の申請)

第15条 住宅改修費の給付を受けようとする者（以下「住宅改修費給付申請者」という。）は、住宅改修費給付申請書（第8号様式）を所長に提出しなければならない。

(住宅改修費の給付に係る調査)

第16条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、必要な調査等を行い、住宅改修費給付調査書（第9号様式）を作成し、住宅改修費給付申請者の身体の状態、住宅の状態等を勘案して住宅改修費の給付の要否を決定しなければならない。

(住宅改修費の給付の決定等)

第17条 所長は、前条の調査により住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修費給付決定通知書（第10号様式）により、住宅改修費の給付を却下したときは、住宅改修費給付却下決定通知書（第11号様式）に

より、それぞれ住宅改修費給付申請者に通知するものとする。

- 2 所長は、前項の規定により住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修費給付券（第12号様式）を当該決定を受けた者に交付するものとする。

（住宅改修費の給付）

第18条 前条第1項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた者は、住宅改修業者に住宅改修費給付券を提出して住宅改修費の給付を受けるものとする。

（住宅改修費に係る費用の負担）

第19条 第17条第1項の決定を受けた者又はこの者を扶養する者は、住宅改修費の給付に要する費用の一部を住宅改修業者に直接支払わなければならない。

- 2 前項の規定により支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、法に基づく補装具費の支給の例による。

（住宅改修業者への支払い）

第20条 所長は、住宅改修業者から住宅改修費の給付に係る費用の請求があったときは、当該給付に要した費用（20万円を超える場合には、20万円）から自己負担額を控除した額を支払うものとする。

（住宅改修費の給付に係る費用の返還）

第21条 所長は、虚偽その他不正な手段により住宅改修の給付を受けた者があるときは、当該住宅改修費の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

（点字図書の給付の対象者）

第22条 点字図書（月刊又は週刊で発行される雑誌類を除く点字の図書をいう。以下同じ。）の給付を受けることができる者は、本市の区域内

に住所を有する視覚障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者をいう。）で、情報の入手を点字によっているものとする。

（給付の限度）

第23条 点字図書の給付は、点字図書の給付対象者1人につき、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものについては、この限りでない。

（点字図書の給付の申請等）

第24条 点字図書の給付を受けようとする者（以下「点字図書給付申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書に点字図書を給付することができる出版施設（以下「点字図書給付対象出版施設」という。）が発行する点字図書発行証明書（第13号様式。以下「証明書」という。）を添えて所長に提出しなければならない。

（点字図書の給付の決定等）

第25条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ点字図書の給付を決定したときは、点字図書給付台帳（第14号様式）に所定の事項を記載し、点字図書給付申請者に日常生活用具給付決定通知書により通知するとともに、証明印を押印した証明書を交付するものとする。

2 点字図書の給付を却下したときは、日常生活用具給付却下決定通知書により点字図書給付申請者に通知するものとする。

（点字図書の給付）

第26条 証明書の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、証明書に自己負担金を添えて点字図書給付対象出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。

(点字図書に係る自己負担金)

第27条 前条に規定する自己負担金は、点字翻訳する前の一般図書の購入価格相当額及び点字図書の給付に要した額の100分の10に相当する額を点字図書給付対象出版施設に直接支払わなければならない。

(点字図書に係る費用の請求)

第28条 点字図書出版施設は、点字図書の価格から自己負担金を控除した額を所長に請求するものとする。

(点字図書の給付に係る費用の返還)

第29条 所長は、受給者が、偽りその他不正な手段により点字図書の給付を受けたときは、点字図書の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(視覚障害者用パーソナルコンピュータの設置)

第30条 所長は、在宅の視覚障害者の日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資するため、身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者福祉センターに視覚障害者用パーソナルコンピュータ（点字変換に係るアプリケーションソフトを含む。）及び点字プリンタを設置することができる。

(委任)

第31条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年9月29日告示第716号の4）

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(長崎市重度身体障害者及び重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止)

2 長崎市重度身体障害者及び重度障害児・者日常生活用具給付等事業実

施要綱（平成11年長崎市告示第203号。以下「旧要綱」という。）
は、廃止する。

（長崎市重度身体障害者及び重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止に伴う経過措置）

- 3 この要綱の施行の日前に申請された旧要綱の規定による用具の給付若しくは貸与又は住宅改修費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日告示第192号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の日常生活用具給付事業実施要綱の規定により日常生活用具の貸与を受ける者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日告示第222号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市日常生活用具給付等事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年10月4日告示第671号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第238号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第778号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 11 日告示第 255 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 30 日告示第 328 号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成 30 年 4 月分の日常生活用具の
給付から適用する。